告示第四百九十九号、昭和六十年五月四日農林水産省告示第六百六十九号、昭和六十年七月三十日農林水産省告示第千百六十一号、昭和六十一年一月四日農林水産省告示第五号、昭和六十一年二月八日農林水産省告示第二百七十七号、昭和六十一年三月一日農林水産省告示第三百二十七号、昭和六十一年五月十二日農林水産省告示第七百十二号、昭和六十一年十二月十五日農林水産省告示第二千一号、昭和六十二年六月二十四日農林水産省告示第七百六十四号、昭和六十二年八月二十六日農林水産省告示第千百八十九号、昭和六十三年十月六日農林水産省告示第千五百九十号、平成二年二月十六日農林水産省告示第百九十三号、平成二年六月十八日農林水産省告示第七百九十七号、平成二年十二月十九日農林水産省告示第千六百八号、平成三年三月五日農林水産省告示第二百八十号、平成八年五月八日農林水産省告示第六百六十八号、平成八年五月二十四日農林水産省告示第八百二十四号、平成八年六月十一日農林水産省告示第九百一号、平成八年十一月六日農林水産省告示第千七百四十号、平成八年十一月六日農林水産省告示第千七百四十一号、平成九年四月二日農林水産省告示第五百一号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（国有林及び重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十二年五月四日農林省告示第六百七十一号、昭和五十一年三月十三日農林省告示第二百六号、昭和五十三年五月四日農林省告示第五百二十二号、昭和五十九年一月二十七日農林水産省告示第二百七十一号、昭和五十九年二月二十八日農林水産省告示第四百九十九号、昭和六十年五月四日農林水産省告示第六百六十九号、昭和六十一年三月一日農林水産省告示第三百二十七号、昭和六十一年四月二十一日農林水産省告示第五百九十九号、昭和六十一年十月二十四日農林水産省告示第千七百四十六号、昭和六十二年六月二十四日農林水産省告示第七百六十四号、昭和六十三年十月六日農林水産省告示第千五百九十号、平成二年二月十六日農林水産省告示第百九十三号、平成三年三月五日農林水産省告示第二百八十号、平成八年五月八日農林水産省告示第六百六十二号、平成八年五月八日農林水産省告示第六百六十六号、平成八年五月二十四日農林水産省告示第八百二十四号、平成八年十一月六日農林水産省告示第千七百四十一号、平成九年一月九日農林水産省告示第四十六号、平成九年五月二日農林水産省告示第七百九号、平成十年三月十六日農林水産省告示第四百三号、平成十年四月二十一日農林水産省告示第六百八十三号、平成十年九月十七日農林水産省告示第千四百七十二号、平成十年十一月十九日農林水産省告示第千七百八十号、平成十二年六月七日農林水産省告示第千七百八十九号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和六十年五月二日農林水産省告示第六百五十八号、昭和六十一年十月二十五日農林水産省告示第千七百七十五号、昭和六十二年九月二十五日農林水産省告示第千二百八十四号、昭和六十三年七月十九日農林水産省告示第千五十七号、平成二年四月十一日農林水産省告示第五百五十二号、平成三年三月五日農林水産省告示第二百八十号、平成八年六月十一日農林水産省告示第九百九号、平成八年十一月六日農林水産省告示第千七百四十一号、平成九年一月九日農林水産省告示第四十六号、平成九年五月二日農林水産省告示第七百九号、平成十年三月十六日農林水産省告示第四百三号、平成十年四月二十一日農林水産省告示第六百八十三号、平成十年九月十七日農林水産省告示第千四百七十二号、平成十年十一月十九日農林水産省告示第千七百八十号、平成十二年六月七日農林水産省告示第千七百八十九号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び国富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百三十九号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

平成二十五年十一月十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

災害名	地域	指定の期間
平成二十五年台風二十六号による災害	東京都 大島町	平成二十五年十月十六日から平成二十六年二月十四日まで

○国土交通省告示第千百十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月十五日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

○農林水産省告示第二千八百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十二年五月四日農林省告示第六百七十一号、昭和五十一年三月十三日農林省告示第二百六号、昭和五十三年五月四日農林省告示第五百二十二号、昭和五十九年一月二十七日農林水産省告示第二百七十一号、昭和五十九年二月二十八日農林水産省告示第四百九十九号、昭和六十年五月四日農林水産省告示第六百六十九号、昭和六十一年三月一日農林水産省告示第三百二十七号、昭和六十一年四月二十一日農林水産省告示第五百九十九号、昭和六十一年十月二十四日農林水産省告示第千七百四十六号、昭和六十二年六月二十四日農林水産省告示第七百六十四号、昭和六十三年十月六日農林水産省告示第千五百九十号、平成二年二月十六日農林水産省告示第百九十三号、平成三年三月五日農林水産省告示第二百八十号、平成八年五月八日農林水産省告示第六百六十二号、平成八年五月八日農林水産省告示第六百六十六号、平成八年五月二十四日農林水産省告示第八百二十四号、平成八年十一月六日農林水産省告示第千七百四十一号、平成九年一月九日農林水産省告示第四十六号、平成九年五月二日農林水産省告示第七百九号、平成十年三月十六日農林水産省告示第四百三号、平成十年四月二十一日農林水産省告示第六百八十三号、平成十年九月十七日農林水産省告示第千四百七十二号、平成十年十一月十九日農林水産省告示第千七百八十号、平成十二年六月七日農林水産省告示第千七百八十九号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十二年五月四日農林省告示第六百七十一号、昭和五十一年三月十三日農林省告示第二百六号、昭和五十三年五月四日農林省告示第五百二十二号、昭和五十九年一月二十七日農林水産省告示第二百七十一号、昭和五十九年二月二十八日農林水産省告示第四百九十九号、昭和六十年五月四日農林水産省告示第六百六十九号、昭和六十一年三月一日農林水産省告示第三百二十七号、昭和六十一年四月二十一日農林水産省告示第五百九十九号、昭和六十一年十月二十四日農林水産省告示第千七百四十六号、昭和六十二年六月二十四日農林水産省告示第七百六十四号、昭和六十三年十月六日農林水産省告示第千五百九十号、平成二年二月十六日農林水産省告示第百九十三号、平成三年三月五日農林水産省告示第二百八十号、平成八年五月八日農林水産省告示第六百六十二号、平成八年五月八日農林水産省告示第六百六十六号、平成八年五月二十四日農林水産省告示第八百二十四号、平成八年十一月六日農林水産省告示第千七百四十一号、平成九年一月九日農林水産省告示第四十六号、平成九年五月二日農林水産省告示第七百九号、平成十年三月十六日農林水産省告示第四百三号、平成十年四月二十一日農林水産省告示第六百八十三号、平成十年九月十七日農林水産省告示第千四百七十二号、平成十年十一月十九日農林水産省告示第千七百八十号、平成十二年六月七日農林水産省告示第千七百八十九号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十二年五月四日農林省告示第六百七十一号、昭和五十一年三月十三日農林省告示第二百六号、昭和五十三年五月四日農林省告示第五百二十二号、昭和五十九年一月二十七日農林水産省告示第二百七十一号、昭和五十九年二月二十八日農林水産省告示第四百九十九号、昭和六十年五月四日農林水産省告示第六百六十九号、昭和六十一年三月一日農林水産省告示第三百二十七号、昭和六十一年四月二十一日農林水産省告示第五百九十九号、昭和六十一年十月二十四日農林水産省告示第千七百四十六号、昭和六十二年六月二十四日農林水産省告示第七百六十四号、昭和六十三年十月六日農林水産省告示第千五百九十号、平成二年二月十六日農林水産省告示第百九十三号、平成三年三月五日農林水産省告示第二百八十号、平成八年五月八日農林水産省告示第六百六十二号、平成八年五月八日農林水産省告示第六百六十六号、平成八年五月二十四日農林水産省告示第八百二十四号、平成八年十一月六日農林水産省告示第千七百四十一号、平成九年一月九日農林水産省告示第四十六号、平成九年五月二日農林水産省告示第七百九号、平成十年三月十六日農林水産省告示第四百三号、平成十年四月二十一日農林水産省告示第六百八十三号、平成十年九月十七日農林水産省告示第千四百七十二号、平成十年十一月十九日農林水産省告示第千七百八十号、平成十二年六月七日農林水産省告示第千七百八十九号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）